

保 護 の し お り

この手引きは、生活保護を受けようとする場合の手続きの方法などが書いてあります。読んでわからないことがありましたら、担当員にたずねてください。

また、必要なときにいつでも見ることができるよう、大切に保管にしてください。

令和 3 年 9 月 1 日 改訂初版

(令和 6 年 5 月 10 日 改訂)

(令和 7 年 4 月 1 日 改訂)

目 次

1	生活保護の目的	1
2	保護を受けるまでの手続き	2
3	生活保護を受けると	7
4	生活保護を受けている方の権利	8
5	不服の申立て	9
6	生活保護を受けている方の義務	9
7	届出（申告）が必要なもの	10
8	保護費を返さなければならないとき	15
9	医療機関を受診するとき	16
10	担当員（ケースワーカー）とは	19
11	民生委員（児童委員）とは	20

1 生活保護の目的

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、^{りべつ}離別や死別で収入がなくなったり、歳をとり収入が少なくなったりするなど、様々な事情で生活に困ることがあります。

生活保護制度は、このようなとき、自分の資産や能力、様々な制度を活用しても、なお生活が成り立たない世帯に対して、国が一定の基準に従って必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活がおくれるよう支援することを目的としています。

憲法

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする

(無差別平等)

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

2 保護を受けるまでの手続き

1 相 談

生活に困って、生活保護のことをお聞きになりたい方は、福祉事務所にご相談ください。

相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もありますので、お話は可能な範囲で構いませんから、気軽に相談してください。

相談の中で、生活保護の制度について、くわしく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。



2 申 請

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です(※)。

申請書類に必要事項を記入して福祉事務所へ提出してください。

申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請する場合や、明らかに^{きゅうはく}窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が^{しよっけん}職権で生活保護を開始する場合があります。

また、申請者等が暴力団員であることが確認された場合には原則として、既に申請を行っている場合には申請を^{きやつか}却下し、相談等の段階である場合には暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下となります。

※ 申請後、確認させていただく書類の例

・預貯金の証書	・マイナンバーカード	・運転免許証
・生命保険の証書	・給料の明細書	・賃貸借契約書
・損害保険の証書	(月分 ～ 月分)	・土地家屋賃貸借契約証明書
・証 券	・児童扶養手当の通知書	・家賃の領収書
・登記簿謄本	・児童手当の通知書	・身体障害者手帳
・車 検 証	・特別児童扶養手当の証書	・療 育 手 帳
・年金証書	・特別障害者手当の証書	・社会保険証
・直近の振込通知書	・雇用保険受給者証	・国民健康保険証
・直近の改定通知書	・傷病手当の振込通知書	・福祉医療費受給者証



3 調 査

生活保護の申請をされますと、面接やご自宅への訪問、官公署・金融機関・親族への照会などにより、保護の^{ようひ}要否や程度を判定するために必要な調査をさせていただきますので協力してください。

(調査を拒否したり、虚偽^{きょぎ}の申し立てをしたりしたときは、保護を受けられないことがあります。)

<調査の内容と生活保護制度について>

(1) 生活保護と資産の関係

現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属など、資産の保有状況を調査します。預貯金、生命保険については、金融機関（銀行、郵便局など）や生命保険会社などに資産調査も行います。また、売却などの可能な資産がある場合には、処分^あして生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められ、事情によっては自動車や オートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

保有を認められない資産の例

- ・活用していない宅地、田畑や山林
- ・活用している宅地、家屋、田畑や山林で処分価値が利用価値に比して 著^{いちじる}しく高いもの

(2) 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

なお、求職活動を行うにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています。

(3) 親族からの援助について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの扶養は可能な範囲での援助をいうものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の申請ができないというものではありません。

福祉事務所から、民法上の扶養義務がある親族に対して援助が可能かどうか照会させていただくことがあります。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など、特別な事情がある場合には、親族への照会を控えることもあるため、事前にご相談ください。

(4) 他の制度の利用

生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障など、生活を支えるための様々な公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。

生活保護法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

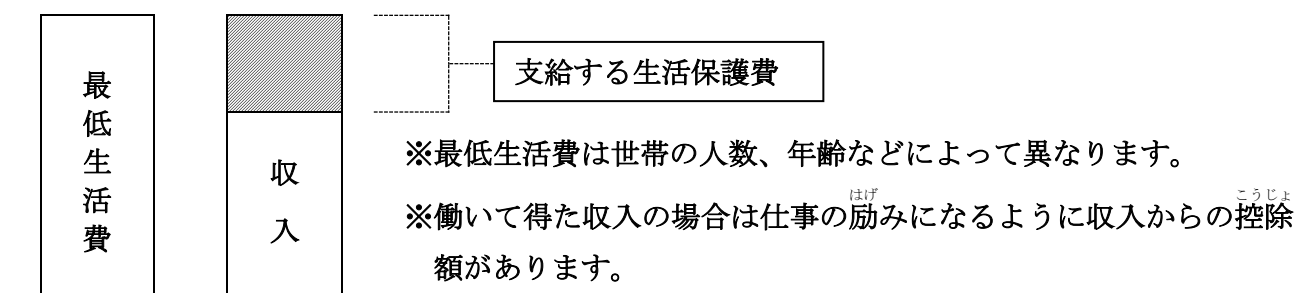


4 決定

(1) 決定

様々な調査を行った後、国が定める基準をもとに保護の利用ができるかどうかを決定します。

国が決めている保護基準によって計算した、あなたの世帯に必要な「^{さいていせいいかつひ}最低生活費」と、あなたの世帯のすべての「収入」とを比べ、最低限度の生活をおくるのに足りない分が保護費として支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合には、生活保護の利用はできません。



生活保護法

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

(2) 結果通知

保護が受けられる場合には、保護開始決定通知書^{ほ ご かいし}をお渡しします。保護が受けられない場合には、理由を記載した保護却下決定通知書^{ほ ご きゃつ か}をお渡しします（※）。

※ 保護の決定の判断は、申請した日の翌日から起算して14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に通知します。

※ 福祉事務所の決定に不服があるときには、不服の申立てができます。

(P.9「5 不服の申立て」参照)



5 支 給

保護費は、原則として毎月1日（1日が土日、祝日に当たる場合は前平日。ただし、4月1日が土日、祝日の場合は翌平日。）に、指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、生活保護は、その全部を金銭で支給するものではありません。保護の種類によっては、福祉事務所があなたに代わって直接、関係先に支払うもの^{だいりのうふ}（代理納付）もあります。

＜保護の種類＞

生活保護には、次の 8 つの扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が受けられます。

(1) 生活扶助

食べもの、着るもの、電気、ガス、水道など日常の暮らしの費用

(2) 住宅扶助

家賃・^{ちだい}地代や住宅の補修などの費用

(3) 教育扶助

小・中学校に通学中の子どもの学用品代、給食費などの費用

(4) 医療扶助

病気やけがの治療のため病院などにかかる費用

(5) 介護扶助

介護サービスが必要な場合の費用

(6) 出産扶助

お産の費用

(7) 生業扶助

高校就学、技能取得および就職のために必要とする費用

(8) 葬祭扶助

葬祭の費用

3 生活保護を受けると

次の費用などは、生活保護受給中は免除や減額、又は資格を失うことがあります。申請が必要なものもありますので、福祉事務所にご相談の上、必要な手続きをとってください。

○ 免除、減額されるもの		
	国民年金の保険料（申請が必要）	国保医療課
	NHKの受信料（申請が必要）	NHK（※）
	固定資産税（申請が必要）	課税課
○ 資格を失うもの		
	国民健康保険	国保医療課
	後期高齢者医療	国保医療課

※ 担当員に申し出てください。

4 生活保護を受けている方の権利

- 1 条件を満たせば、すべての方が平等に、世帯の生活の必要に応じた扶助を受けることができます。
- 2 正当な理由なく、保護費が削減されたり、生活保護の利用ができなくなったりすることはありません。
- 3 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

生活保護法

（不利益変更の禁止）

第 56 条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

（公課禁止）

第 57 条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

（差押禁止）

第 58 条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

（譲渡禁止）

第 59 条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

5 不服の申立て

生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して、3 か月以内に岐阜県知事に対して審査請求^{しんさせいきゅう}を行うことができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、日本国籍がない方は審査請求を行うことができません。

生活保護法

(審査庁)

第 64 条 第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第 55 条の 4 第 2 項（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

6 生活保護を受けている方の義務

1 生活向上に向けた努力をする

(1) 働ける能力のある人

働ける能力のある人は、その能力に応じて収入を得ることができるように努めてください。働ける能力^{のうりょく}があるにもかかわらず働かない人、働いていてもその能力に比べ収入が少額の人には、指導・指示を行い、それを守らない場合は保護を変更、停止又は廃止することがあります。

(2) 病気などで治療が必要な人

病気やけがで治療が必要な人は、医療機関を受診し、医師の指示に従って治療に専念^{せんねん}してください。

(3) 生活面では

生活保護費は、原則、月 1 回当月分を口座振込で支給します。生活費に計画的に使用できるよう、月の途中で使い切ってしまうことのないよう、家計簿を付け日々の支出を見直すなど、ご自身で、できる限りの金銭管理を行い、生活の維持向上^{い じ こうじょう}に努めてください。

2 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの使途^{し と}のために支給していますので、滞納^{たいのう}などがないようにしてください。

3 担当員（ケースワーカー）の指導指示を守る

担当員（ケースワーカー）から、生活保護の目的の達成に必要な指導や指示をすることがありますので、これを守ってください。

7 届出（申告）が必要なもの

生活保護の受給中は、生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

必要な届出をしなかったり、事実と異なる届出をしたりした場合は、本来受給できる保護費を受給できなくなったり、既に受給した保護費を返還しなければならなくなったりすることがあります。

(P. 15「8 保護費を返さなければならないとき」参照)

1 世帯状況の変化を届け出る

- ・ 住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）
- ・ 家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・ 就職や離職をしたとき
- ・ 健康保険の資格を取得又は失ったとき
- ・ 帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・ 家が壊れて修理が必要なとき
- ・ 家賃、^{ちだい}地代が変更されたとき
- ・ 医療機関を受診するとき（P. 16 医療機関を受診するとき参照）
- ・ その他生活状況に大きな変化があったとき

2 収入を届け出る

- ・ 毎月の給与などの定期的な収入、賞与などの臨時収入
 - ・ 高校生など未成年の子のアルバイト収入
 - ・ 年金や公的手当などの収入
 - ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金^{へんれいきん}の収入
 - ・ 交通事故^{いしやりょう}の慰謝料、補償金などの収入
 - ・ 債務整理による過払金^{かばらいきん}収入
 - ・ 不動産などの資産の売却収入
 - ・ 相続、養育費、親族からの仕送りや援助などの収入
- 上記は一例で、あらゆる収入の申告が必要です。

収入申告を行うと・・・

収入申告を適正に行えば、次のような控除（※）や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除とは、収入から一部が除外されることです。控除された分は、保護費が減額調整されず、手元にお金が残ることになります。

<収入に対する控除の例>

○ 就労収入に対する控除

基礎控除	給与総額に応じて一部が控除されます。
20 歳未満控除	20 歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

○ 高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校^あの入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。

その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

3 資産を届け出る

資産の増減や、利用状況の変化があった場合は届出が必要です。

資産の状況に変化がない場合でも、最低でも一年に1回は、世帯員全員が資産の保有状況を届け出る必要があります。

＜資産の例＞

- ・ 土地や家などの不動産
(居住用不動産は、原則、保有可。遊休^{ゆうきゅう}資産は、原則、保有不可)
- ・ 生命保険や損害保険などの各種保険（原則、保有不可）
- ・ 自動車やオートバイ（個別事情による）
- ・ 高価な貴金属・証券・債券・株券など（原則、保有不可）

※ 生活保護受給中は、借金をしないでください

毎月の生活は、最低生活費の範囲内で行うように^{つと}努め、借金をしないでください。

もし、金融機関や知人等からお金を借りた場合、借りたお金は全額を収入として認定することになり、生活保護費を減額調整（額によっては生活保護停止又は廃止）することになります。その上、借金の返済も行うこととなり、生活が苦しくなりますので、借金はしないでください。

また、生活保護費からの借金返済は認められません。

ただし、奨学金等の一部の貸付金は認められる場合がありますので、事前にご相談ください。

生活保護法

(指導及び指示)

第 27 条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。

3 第 1 項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(生活上の義務)

第 60 条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第 62 条 被保護者は、保護の実施機関が第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更正施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第 46 条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規程により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

8 保護費を返さなければならないとき

1 不正な手段により保護を受けたとき（不正受給^{ふせいじゅきゅう}）

必要な届出（申告）をしなかったり、収入を偽^{いつわ}って申告したり、事実と異なる届出をして、保護費を受け取ると「不正受給」となります。不正に受けた保護費は福祉事務所に返還していただきます。

また、正しく申告していたら受けられたはずの控除なども受けることができなくなります。

特に悪質な手段による「不正受給」と判断された場合には、警察^{こくそ}へ告訴などを行う場合があります。

（P.10「7 届出（申告）が必要なもの」参照）

2 資力^{しりょく}がありながら保護を受けたとき

急迫^{きゅうはく}した事情のため、本来資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給された保護費を後から返還していただきます。例えば、財産や資産がすぐに処分できなかった場合は処分した時点で返還したり、交通事故による補償金がすぐにもらえなかった場合はもらった時点で返還したりするなどです。

3 扶養能力のある扶養義務者がありながら保護を受けたとき

扶養義務者が、十分な扶養能力を持ちながら、その保護を受けている方に対して、扶養しなかったことが後からわかったときには、その扶養義務者の扶養能力の範囲内でそれまでの保護のために要した費用の全部、又はその一部を扶養義務者から徴収^{ちようしゅう}できることになっています。

生活保護法

(費用返還義務)

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

第 77 条 被保護者に対して民法の規程により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(罰則)

第 85 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし刑法（明治 40 年法律第 45 号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

9 医療機関を受診するとき

1 福祉事務所の窓口での手続き

医療機関を受診するときは、福祉事務所の窓口で受診する医療機関を申し出、「傷病届」に受診する医療機関の名称や受診日などを記入してください。なお、初めて受診する医療機関のみでなく、すでに通院している医療機関を受診する場合もご連絡ください。

2 医療機関の窓口での手続き

医療機関窓口での資格確認について、令和6年度から、これまでの「診療依頼書」の提示にかわり、「マイナンバーカード」の提示により、資格確認の手続きを行うことができるようになりました。

このため、医療機関の受診時には、「マイナンバーカード」を持参し、窓口で提示して受診してください。

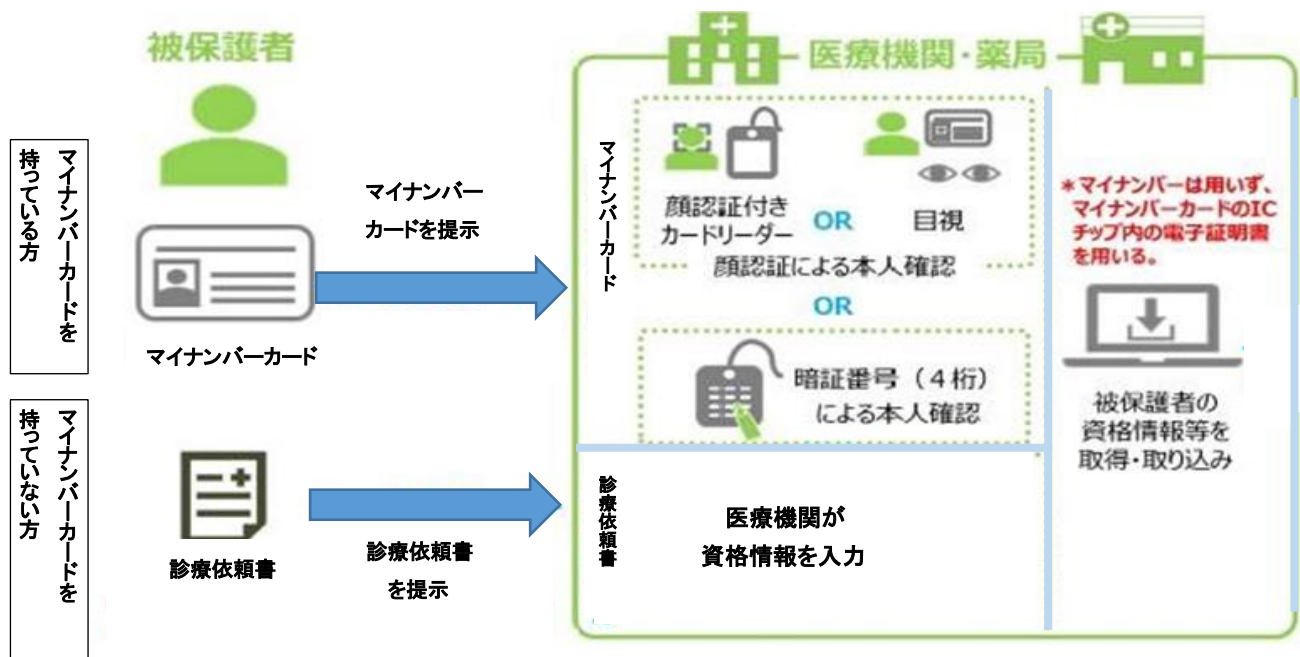
なお、「自立支援医療受給証」や公害や被爆等による各種「被害者手帳」をお持ちの方は、「マイナンバーカード」とあわせて医療機関の窓口で提示してください。

<マイナンバーカードについて>

医療機関の受診に活用できるだけでなく、自身の診療情報等を「マイナポータル」で閲覧したり、医療機関や薬局間で診療情報等を共有することで、より良い医療を受けることができます。マイナンバーカードを持っていない方は、取得をご検討ください。

なお、現時点で、医療機関によっては、「マイナンバーカード」での資格確認に対応していない場合がありますので、あらかじめ医療機関に確認した上で、受診してください。

また、医療機関から「診療依頼書」の提示を求められたときは、従来どおり、福祉事務所の窓口で「診療依頼書」を交付します。その後、「診療依頼書」(持ってみえる方は、社会保険証や自立支援医療証、各種被害者手帳等をあわせて)を医療機関の窓口で提示してください。



医療機関受診までの流れ（厚生労働省ホームページより引用）

3 医療機関の受診におけるその他の注意事項

- (1) 「マイナンバーカード」または「診療依頼書」を提示できなかった場合、医療機関から診察料や薬代を請求される場合があります。この場合、後日、その代金を保護費として支給することはできませんのでご注意ください。
- (2) 夜間や休日等にやむを得ず受診する場合は、医療機関窓口で「生活保護を受給している」ことを伝えてください。
- (3) 入退院、転院する場合は、福祉事務所へ連絡してください。
- (4) 医療機関は、原則として自宅近くの医療機関を「かかりつけ医」として受診してください。「かかりつけ医」は、病気の早期発見や早期治療が可能になり、的確な診断等を受けられるほか、必要に応じて適切な医療機関への紹介につながります。
- (5) 同じ病気で2つ以上の医療機関を受診したり、むやみに医療機関を変えたりしないでください。
- (6) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として後発医薬品を使用してください。

- (7) 通院に必要な交通費は、療養に必要な最小限度の日数に限り給付できる場合がありますので、事前にご相談ください。
- (8) 施術の給付（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）は、医療機関での受診とは取扱いが異なりますので、事前に福祉事務所にご相談ください。なお、あん摩・マッサージ、はり・きゅうを利用する場合は、すべて医師の同意が必要です。また、柔道整復（接骨院・整骨院）を利用できるのは、次の場合です。
- ① 打撲又はねんざの手当（スポーツでのねんざ等）
 - ② 脱臼又は骨折の応急手当
 - ③ 応急手当以外の脱臼や骨折の手当（医師の同意が必要）

※ ①または②に該当しないときや、該当するか分からない場合は、事前に福祉事務所の担当員までご相談ください。

10 担当員（ケースワーカー）とは

福祉事務所には、ケースワーカーと呼ばれる担当員がいます。ケースワーカーは、生活保護制度を正しく利用していただくため、あなたのお住まいや入院（所）先を訪問し、生活状況の確認や、収入・資産等について調査します。なお、調査等によって知り得たプライバシーは固く守ります。

1 1 民生委員（児童委員）とは

民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、福祉事務所の協力機関になっています。生活保護に関する相談をはじめ、子ども、障がいのある方、高齢の方などが抱える様々な課題について相談を受けておられます。もちろん、相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっていますので、安心してご相談ください。

（お問い合わせ）

〒503-8601

岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地

大垣市役所 健康福祉部（大垣市福祉事務所）

社会福祉課 保護グループ

電話番号：0584-81-4111 内線 2468、2474、2475

直通番号：0584-47-7214